

營團ノ設立及第七十三條第二項ノ命令ニ係ル株式會社ノ解散ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム
第七十七條 朝鮮登錄稅令中左ノ通改正ス
第三條ノ三第一項中「朝鮮農地開發營團」ノ下ニ「又ハ朝鮮食糧營團」ヲ、「朝鮮農地開發債券」ノ下ニ「又ハ朝鮮食糧債券」ヲ加フ
第四條ノ六ヲ削リ第四條ノ七ヲ第四條ノ六トシ第四條ノ八ヲ第四條ノ七トス
第七條第七號中「朝鮮農地開發營團」ノ下ニ「朝鮮食糧營團」ヲ、「朝鮮農地開發營團令」ノ下ニ「朝鮮食糧管理令」ヲ、「朝鮮農地開發債券」ノ下ニ「朝鮮食糧債券」ヲ加ヘ「朝鮮農地開發營團令」ハ朝鮮金融組合聯合會令ヲ「朝鮮農地開發營團令」朝鮮食糧管理令又ハ朝鮮金融組合聯合會令ニ改ム
第七十八條 印紙稅令中左ノ通改正ス
第一條第二項但書中「朝鮮農地開發營團」ノ下ニ「食糧營團債券」アルハ朝鮮食糧債券ヲ加フ
第七十九條 第二十三條ノ規定施行ノ際現ニ朝鮮食糧營團又ハ類似ノ名稱ヲ使用スル者ハ同條ノ規定施行後六月以内ニ其ノ名稱ヲ變更スルコトヲ要ス
第六十九條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ同項ノ者ニ適用セズ

熱帯醫學研究所官制中改正の件公布

熱帯醫學研究所官制中改正の件は、昭和十八年八月十一日付官報を以て左の如く公布せられた。

熱帯醫學研究所官制中改正ノ件

(昭和十八年八月十日
勅令第六百六十六號)

熱帯醫學研究所官制中左ノ通改正ス

第三條中「技師 專任一人 奏任」ノ次ニ「助手 專任八人 判任」ヲ加ヘ「技手 專任三十三人」ヲ「技手 專任三十二人」ニ改ム
第六條ノ二 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ第二條第一號及第二號ニ掲グル事務ニ従事ス
第九條第二項中「十一人」ヲ「十五人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本家族制度の昂揚保全方策に関する大政翼賛會の上申

我が國家族制度の中心として日本精神の淵源をなす「家」の組織と思想とを主題として、之が昂揚保全の諸方策を検討せる大政翼賛會は、その結果を取纏め昭和十八年九月三日關係當局に上申したが、之を再録すれば右の如くである。

家の機能と其の重要性

「家は民族の維持増強、國家の存立發展の上に重大なる機能を營む。即ち「家」は國民の日常生活に於て内心よりの慰安を與へ、國民の明日の活動力を培養す。「家は貴賤貧富を問はず國民の慰安の源泉たり。國民生活安定の根據たり。國民活力の補給所たるものにして精神的安定を與へる機能を有す。

「家は國民に物的生活の保障を成すと共に没我奉仕の觀念を啓培せしむる機能を有し、「家は協同生活の最も理想的なるものにして奉仕の念を直ちに實踐的に涵養せしむる所なり。

「家は文字通り苦樂を一にする協同生活なるが故に連帶性極めて強く、積極的には國民道德の向上、消極

的には犯罪の防止に資する所大なるものあり。一家の者は相俱に碎勵して「家」の榮譽となり、家族の喜びを増すが如き行爲を只管心掛け、又互に戒愼して苟も一家の者に悲痛を加ふるが如き不徳を犯さぬやう孜孜汲々としてつとむ。寔に「家は光輝ある國民道德の基源たり。

「家は第二の國民の養成所なり。日本人の眞の國民的性格は、傳統の「家」に於て養はる。日本精神の具體としての「家は、無二の健兵健民の母胎にして他に比肩するものなき皇國民鍊成の道場たり。又「家は老病者の安息所なり。物的施設に於て、或は家以上の保護機關を設置することは困難には非ざるも、精神的には「家を措いて他に之より優れて安息休養を與へ得るもの無し。「家は祖孫一體の團體なり。斯の自覺に於て我國體の尊嚴は最も生命的に明らかにせられ、忠孝一本の我が最高道德觀念は、實踐を通じて最も具體的に養成せらる。祖孫一體なる「家の觀念に徹すること、正に國體明徴の第一義なり。

「家」の傳統と之の護持發揚

「家は右の如き重要な機能を營む。而も斯くの如き重大機能を「家に代りて營み得る機關は到底求め難し。故に萬一にも「家の生活を破壊するが如き傾向の助長せらるゝことあらむか、國民生活の安定、健全なる道德の維持、祖孫一體の觀念の啓培、次代國民の養成、長老に對する敬愛の念は著しく阻止さるゝに至るべし。

我國に於て「家を營む機能が、民族の維持、増強、國家の存立發展よりして重要な以上之の機能を十分に發揚せしむるやう適切なる保護を加ふことは、極

めて緊要なりと謂ふべし。然るに近來我國に於いては、國民が「家」の生活に親しみ、「家」の傳統を保持する上に支障となるが如き事情の次第に多く出現しつつあることを否み得ざるなり。近代産業の發展と共に、「家」の傳統の最も忠實なる保存所たる農村より離村者の激増せること、浮動常なき都市生活の膨脹、特に老大都市への人口集中、都市に於ける定住性少なき通勤者の増加、俸給生活者、賃金勞務者の大量群の發生、近代的教育機關の都市集中、青年子女の向都熱、女子の家庭外職業への就業増加等の諸事情により、古來の「家」に關する傳統は動もすれば破壊若くは變容せしめられんとしつつあり。右の如き諸事情の中には、勿論我國の産業の發展上寔に避くべからざる傾向のものなきに非ずと雖も、而も其の傾向を其の進行するままに放任し他の方法を講ぜざらむか、古來の「家」も漸く其の機能を喪失し、「家」の生活を通じての國民生活の安定も健全なる國民道德の維持も亦次第に困難たるに至るべし。斯の時代の趨勢に鑑み時宜適切なる方策と措置を講じ、時局に即して「家」の生活を益、堅實に保全し、「家」をして慈、國民生活に寄與せしむる如き凡る施策を講ずるは、現下特に喫緊のことなりとす。

實行方法

第一 「家」の精神の確立昂揚「家」を中心とする道德の作興

(一) 血統家系の尊重(家の系譜作成)

各自の「家」に於て出來得る限り完全なる「家」の系譜を作成せしめ、之を子々孫々に相傳せしむるやう指導すること。家系譜の作成に當りては遡りて祖先の事跡を究め得るものは可成詳細に之を究

むるは勿論、其の事跡の湮滅せるものは此際自ら中興の始祖となるの氣概を以て新たに良き「家」の傳統創始に努むること。

(二) 軍神、勇士の「家」の表彰

軍神を始め武勳赫々たる勇士を出したる「家」を表彰すること。勇士と共に、其の「家庭」を表彰するは「家」の精神を顯揚する上に至大の効果あるべし。

(三) 斷絶したる名譽の「家」の再興

奉公の爲に其の子孫を失ひ、繼嗣なくして斷絶したる「家」又は斷絶の懼ある「家」に就ては、近親郷黨相倚り相扶けて其の「家」の再興又は存續を圖ること。

(四) 家風の醇化(家記の作成)

「家」の永續的發展を圖ると共に、祖孫を一貫する努力の繼續と家族の全員を擧げての切磋琢磨とによつて、益、家風の醇化健全なる家風の振作に努むること。一家の者の業績を順次記録に認め、之を家寶として保存せしめ、斯の記録を通じて健全なる家風を振作せしめ、以て「家」の精神的統一に資する必要あり。近時軍方面は勿論、生産方面、文化方面等に於て國家に貢獻したる人士を出せる家庭は、極めて多きを以て之等の人士の業績を家記に採録すること。

(五) 家憲家訓(家憲家訓の蒐集編纂)

(六) 家業尊重の精神昂揚

第二 「家」を中心とする教育の振興

(一) 「家」を本體とする教育の確立

特に一家に於ける母親の子女養護に對する責任に堪へ得るやう十分の教養を與ふること。

(二) 家庭教育と學校教育との緊密化

(三) 「家」を中心とする子女の躑

(四) 女子教育特に其の家事教育の刷新

學校教育の教科内容に「家」に關する教材を可成豊富に採り入れ、特に家事教育に於て家政、育兒其他日常生活の合理的處理並に科學的知識を教ふると共に、「家」の傳統行事に關する教科を加へ之に就ての適切なる實踐的指導を與ふること。

(五) 都市に修學する青年子女に對する指導

適切なる生活指導を行ひ情味ある餘暇善用の方法を教へ、本來の「家」を忘失せざるやう格別の指導措置を講ずること。

第三 「家」を中心とする祭祀及び行事の復活

(一) 祖先祭祀の勵行

(二) 冠婚葬祭等行事の勵行

(三) 子女中心の行事復活

第四 都市生活と「家」の問題

(一) 定住居の尊重

(二) 適切なる住宅政策の確立

(三) 神棚、佛壇の設備

(四) 都市在住青年に對する指導

寄宿舎、合宿、下宿等に宿泊し「家」本來の生活に直接觸るる所なき青年子女に對しては、其の場所に兩親の寫眞、父祖の靈位を安置せしめ之を居常拜禮する習慣を養はしむること。

第五 工場制度の「家」の問題

(一) 事業一家の精神顯揚

全従業員が家庭的和樂の雰圍氣の裡に協同し得るが如き作業環境を造成せしむること。

(二) 「家」を中心とする勤勞管理の確立

我國の勤勞管理に飽迄も「家」の觀念を中心とし、其の管理の對策は獨り職場に働く工員のみならず、其の工員の家族をも廣く包含し、生産の現場は固より生活全面に互つて懇篤なる管理を徹底せしむること。

(三) 「家」を中心とする青少年工の輔導

工場寄宿舎、合宿所等に於て物的設備のみならず特に家族的雰圍氣の醸成に留意すること。寮長、舎監、寮母の人選に就中特に家庭的なる適任者を得るに努むると共に輔導員組織の活用を圖ること。

(四) 「家」を中心とする福利厚生施設の

(五) 「家」を中心とする工場事業場と地元町村の一體化

工場事業場と其の地元町村との一體化を促進し生産上、生活上兩者の關係を一層緊密ならしめ、相互の協力態勢を強化するに努むること。今日工場、事業場と其の地元町村とは往々相互に無縁の存在と化し、甚しきは兩者の間に摩擦相剋の因を成せるもの亦必ずしもなしとせず。仍つて、例へば工場、事業場の福利厚生施設を開放して其の利用による恩恵を地元民にも均霑せしめ、或は地元住民の勞力奉仕を活用して工場、事業場の生産増強を圖る等の措置を講じ、努めて兩者の緊密なる關係を樹立し、工場、地元を擧げて一家の風潮を醸成するに努むること。

(六) 産業戦士家族の顯彰

産業戦士に對する表彰制度に於て當該産業戦士

個人の表彰に止まらず、其の家族をも併せて顯彰する方途を講ずること。

第六 戦時生活下に於ける「家」の問題

(一) 女子の就勞と家庭生活との調和

(二) 未婚勤勞女性の保護の徹底

(三) 女子に對する勤勞管理の確立

「家」を中心とする女子の特性に鑑み國家的に之に對する勤勞管理の基準を確立し、且管理施設の完備を圖ること。

(四) 生活の協同化と「家」の問題

生活協同化の方法竝に之が運営の精神に就き深き検討を遂げ、飽迄も「家」を中心とする生活の協同化を圖ること。

(五) 衣料切符其の他配給制度の改善

(六) 「家」と隣組の關係

現在隣組の指導方針は往々生硬不熟に過ぎ、國民生活の實體實情に即して行はれ難き憾あり。行過ぎたる隣組の指導干渉が「家」の機能を却つて毀害し、或は家庭の利己主義が隣組全體の圓滑なる運営を阻止するが如き場合も少からず。「家」に藉口する利己主義は「家」本來の精神よりするも固より許容すべきに非ず。之に對しては大に矯正の必要あり。而も同時に隣組の基礎は飽迄も「家」に在り。隣組の運営は必ず「家」を中心とする和樂の裡に行はれ、「家」を通じて郷土、國家に奉仕する建前を堅持し、之を及ぼしてやがて町内、部落一家の美風を馴致せしむるやう指導を行ふこと。

(七) 企業整備と「家」の問題

企業整備の斷行措置の如きは國家重大の秋に臨

み、眞に緊急やむを得ざる非常手段にして、之等轉業者に對しては傳來の家業を捨てざるを得ざるに至りたる時局の急を切實に自覺せしむると共に、身を以て斯くの如き大轉換に堪へたる轉業者は、正に國策躬行の活模範として更に新職域に於て在來家業の傳統的精神を生かしむるやう特に適切な指導を行ふこと。

タイ國新領土に關する日本國タイ國間條約の成立

大東亞共榮圏の一環をなす「タイ」國に對して新たに新領土を供與する日本國タイ國間條約の成立については昭和十八年八月二十日情報局より左の如く發表せられた。

情報局發表

本年七月四日の東條内閣總理大臣及「ピブン」「タイ」國內閣總理大臣間會談に引續き日「タイ」兩國政府間に於いて「マライ」及「シヤン」地方に於ける「タイ」國の領土に關する日本國「タイ」國間條約締結方に付交渉中なりし處、今般右條約案文の妥結を見、八月二十日「パソコック」に於いて特命全權大使坪上貞二と「タイ」國內閣總理大臣兼外務大臣事務管掌元帥「ピー・ピブン・ソソクラム」との間に右條約の署名調印を了せり

「マライ」及び「シヤン」地方に於ける「タイ」國の領土に關する日本國「タイ」國間條約

大日本帝國政府及び「タイ」王國政府は
兩國緊密に協力して米英兩國に對する共同の戰爭を完